

返戻金制度について

当社の職業紹介により就職した求職者が自己都合により退職した場合または求職者の責めに帰すべき理由により解雇された場合は、求人者から支払われる紹介手数料を以下の条件で 返戻する制度があります。

1. 求職者が入社後 3 ヶ月以内に離職の場合は 5 0 % の金額
2. 求人者が紹介手数料を支払う前に求職者が退職した場合は 3 0 % の金額

以上